

第1章 | 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が成立し、「少子化社会対策基本法」に基づき平成16年6月に「少子化社会対策大綱」、12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。また、「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、平成17年度からの10年間において、次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定が、全国の市町村に義務付けられました。

その後も国においては、少子化社会対策大綱に沿った様々な対策が実施されてきましたが、少子化に歯止めがかかっていないことや、地域のつながりの希薄化、児童虐待やいじめ問題の深刻化など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくありません。また、都市部では多くの待機児童が発生している一方、地方では子どもの人口減少から就学前施設において適正規模のクラス編成に支障を来す地域が生じるなどの問題も起きています。

そこで、これらの課題に対応するため、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、この法律に基づき、全国の市町村に、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」が改正され、有効期限が平成37年3月31日までに延長されることとなりました。

一方、本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「高松市こども未来計画（前期計画）」、平成22年3月には「高松市こども未来計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭等への支援に取り組んできました。

平成23年度には、学識経験者や教育関係者等で構成する「高松市子ども条例検討委員会」を立ち上げ、計10回の会議で熱心な議論を重ねた結果提出された、検討委員会からの最終報告を基に、平成25年3月、「高松市子ども・子育て条例」を公布・施行しました。今後は、この条例に則り、子ども・子育て支援施策を計画的かつ効果的に実施していくこととしています。

このような中、平成26年度末で、「高松市こども未来計画（後期計画）」が終了すること、また、国が子ども・子育て支援法に基づく計画の策定を市町村に義務付けたことを受けて、国・県の動向や保護者のニーズを見極めながら平成27年度から始まる新たな計画を作成するものです。

[国の動きと高松市の取り組み]

	国の動き	高松市の取り組み
平成2年(1990)	・1.57ショック	
平成6年(1994)	・エンゼルプラン策定	
平成7年(1995)	・緊急保育対策5か年事業(～H11年度)	
平成11年(1999)	・新エンゼルプラン策定	
平成13年(2001)	・仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等)閣議決定	
平成14年(2002)		・たかまつ男女共同参画プラン策定(3月)
平成15年(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行	・新高松市障害者計画策定(12月)
平成16年(2004)	・少子化社会対策大綱 閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン 少子化社会対策会議決定	
平成17年(2005)		■高松市次世代育成支援行動計画策定(3月) ・9/26 塩江町と合併
平成18年(2006)	・新しい少子化対策について 少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート	・1/10 牟礼町、庵治町、香川町、香南町、 国分寺町と合併 ・高松市立保育所民営化計画策定(2月)
平成19年(2007)	・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略 の策定	・たかまつ男女共同参画プラン策定(改訂版)
平成20年(2008)	・新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表	・第2期高松市障害福祉計画策定(12月) ・旧城東保育所(現:城東保育園)を民営化
平成21年(2009)		・高松市立高松第一中学校開校 (高松市立光洋中学校と高松市立城内中学校を統合) ・中野保育所を民営化 ・旧花園保育所(現:こぶし花園保育園)を民営化
平成22年(2010)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議	■高松市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定(3月) ・高松市立高松第一小学校開校(高松市立松島小学校と 高松市立築地小学校と高松市立新塩屋町小学校を統合) ・高松市立新番丁小学校開校(高松市立日新小学校と 高松市立二番丁小学校と高松市立四番丁小学校を統合) ・花ノ宮保育所(現:花ノ宮保育園)を民営化 ・十河保育所(現:カナン十河保育園)を民営化 ・高松市教育振興基本計画策定(3月) ・高松市地域福祉計画策定(3月)
平成23年(2011)		・高松市塩江こども園設置 (高松市立塩江幼稚園および高松市立塩江保育所) ・高松っ子いきいきプラン策定(3月)
平成24年(2012)	・子ども・子育て関連3法制定 ・子ども・子育て新システムの基本制度 少子化社会対策会議決定	・高松市下笠居こども園設置 (高松市立下笠居幼稚園および高松市立下笠居中央保育所) ・高松市香南こども園設置 (高松市立香南幼稚園および高松市立香南保育所) ・高松市庵治こども園設置 (高松市立庵治幼稚園および高松市立庵治保育所) ・高松市はらこども園設置 (高松市立原幼稚園および高松市立原保育所) ・たかまつ障がい者プラン策定(3月) ・第3次たかまつ男女共同参画プラン策定
平成25年(2013)	・子ども・子育て会議設置(4月) ・少子化危機突破のための緊急対策少子化 社会対策会議決定	■高松市子ども・子育て条例施行(3月) ・高松市子ども・子育て支援会議設置(4月)
平成26年(2014)	・子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ・次世代育成支援対策推進法改正 (有効期限の延長) ・母子及び寡婦福祉法の改正 ・児童扶養手当法の改正	
平成27年(2015)	・子ども・子育て支援新制度スタート (4月)	■高松市子ども・子育て支援推進計画策定(3月) ・高松市立塩江小学校開校(高松市立上西小学校と 高松市立塩江小学校と高松市立安原小学校を統合)

2. 計画の位置付け

この計画は、「高松市子ども・子育て条例」第10条に規定する推進計画であり、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

一方、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく次期「高松市こども未来計画」は、その計画期間がともに平成27年度から5年間とされていることや、また計画内容に重なる部分があることから、推進計画と一体的なものとして、この計画の中に位置付けて策定します。

また、この計画は、市のまちづくりの総合的指針である「第5次高松市総合計画」を上位計画として、福祉を始め、保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置付け、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

高松市子ども・子育て条例（抜粋）

第1条／（目的）

この条例は、子どもを社会全体で健やかに育むための取組について、その基本理念を定め、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

第10条／（推進計画）

市長は、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援推進計画を定めなければならない。（後略）

附則（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により定められている計画は、第10条の規定により策定された計画とみなす。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第1条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第六十一条／（市町村子ども・子育て支援事業計画）

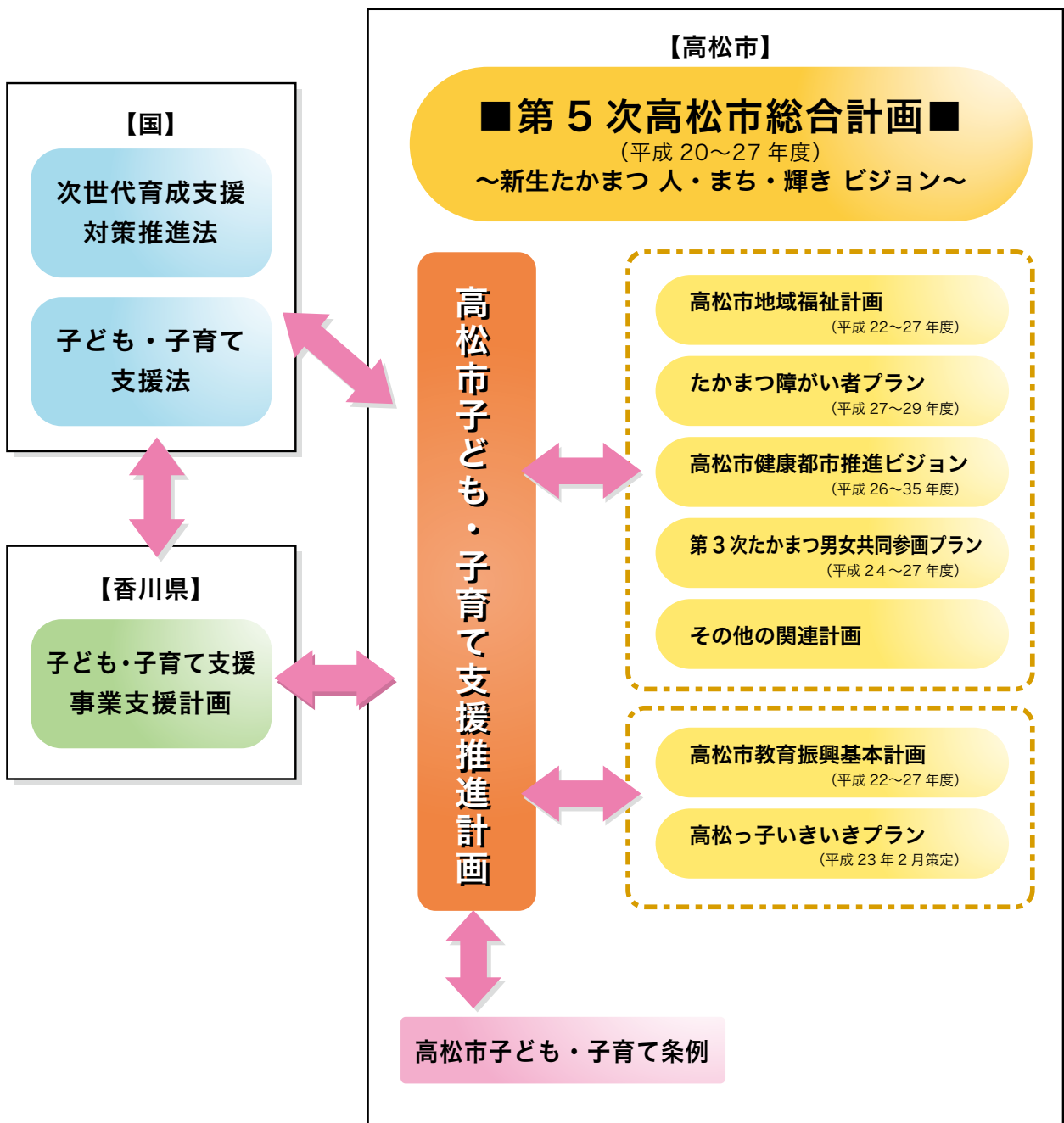
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 他計画との関係

この計画は、「第5次高松市総合計画」を上位計画とし、以下の関連する諸計画との整合性を図って策定しています。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に取り組んでいくものとします。

〔他計画等との関係〕



※平成31年度までに計画が終了する関連計画については、その後継計画と連携して対応していくこととします。

4. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

高松市こども未来計画

【次世代育成支援対策行動計画（後期計画）】

新制度へ移行

高松市子ども・子育て支援推進計画

5. 計画の対象

この計画は、市内に居住・通勤・通学する子ども（概ね18歳未満）とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、学校等関係者、事業者など、全ての個人と団体等を対象とします。

この計画でいう「子ども」とは、高松市子ども・子育て条例に規定するとおり、18歳未満の全ての子どもを指します。既に18歳になった人でも、高校生や、障がい、虐待等により支援が必要な人なども対象とします。

6. 計画の名称

この計画の名称は、高松市子ども・子育て支援推進計画「高松すくすく子育てプラン」とします。



7. 計画の策定体制

アンケート調査を始め、広く市民参加の過程を踏まえて、市が検討した案について「高松市子ども子育て支援会議」の審議を経て、計画案を確定、計画を策定する体制としました。

【1】アンケート調査の実施

計画策定に当たり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学生の保護者及び中学生・高校生を対象に「高松市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査期間：平成 25 年 9 月 27 日～ 10 月 10 日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収率等

対 象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	3,500 件	2,236 件	63.9%
小学生の保護者	2,000 件	1,272 件	63.6%
中学生・高校生	1,500 件	755 件	50.3%

【2】高松市子ども・子育て支援会議及び部会による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「高松市子ども・子育て支援会議」において、計9回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

また、子ども・子育て支援会議の中に、学識経験者及び教育・保育事業者で構成される部会を設置し、計4回の審議を行い、特定教育・保育施設等の利用定員等の特定分野に関して意見集約及び調整を行いました。

【3】パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

- 実施期間：平成 26 年 12 月 3 日～ 12 月 26 日
- 意見提出：16 名

[計画策定の流れ]

高松市子ども・子育て条例

子ども・子育て支援法

改正次世代育成支援対策推進法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針【内閣府】

■市民アンケート調査■

子ども・子育て支援に関する現状・要望を把握するためのアンケート調査を実施。

- 就学前児童の保護者
- 小学生の保護者
- 中学生・高校生（本人）

■統計データの整理・分析■

- 本市の少子化の動向
- 教育・保育事業の状況
- 子育て支援に係る事業の状況
- アンケート調査結果からみた子育ての状況と子育て意識

■高松市子ども未来計画（後期計画）の評価・分析■

- 高松市子ども未来計画の評価
- 新規事業の把握
- 高松市子ども・子育て支援推進計画における事業の整理

高松市子ども未来計画（後期計画）の
基本理念・目標・施策体系の見直し

具体的な施策方針・計画・事業内容、
目標数値の設定

法定事業の目標事業量と確保方策の設定

教育・保育事業

- 1号認定子ども
- 2号認定子ども
- 3号認定子ども

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 時間外保育事業
- 子育て短期支援事業
- 養育支援訪問事業等
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動事業

高松市子ども・子育て支援推進計画(案)の作成

子ども・子育て支援推進本部会・幹事会
高松市子ども・子育て支援会議・部会

パブリック・コメント

高松市子ども・子育て支援推進計画策定

8. 計画の推進と点検・評価

【1】計画の推進

(1) 計画を推進する庁内体制の整備

本計画は、子ども・子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、「高松市子ども・子育て支援推進本部」において、関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを積極的に進めます。

(2) 協働による計画の推進

計画は、保護者(家庭)・地域住民・学校等関係者・事業者・市がそれぞれの役割・責務を果たすとともに協働しながら、また、関係機関との連携協力の下に、積極的な推進を図ります。

[各々の役割と協働のイメージ]



(3) 計画の広報・啓発

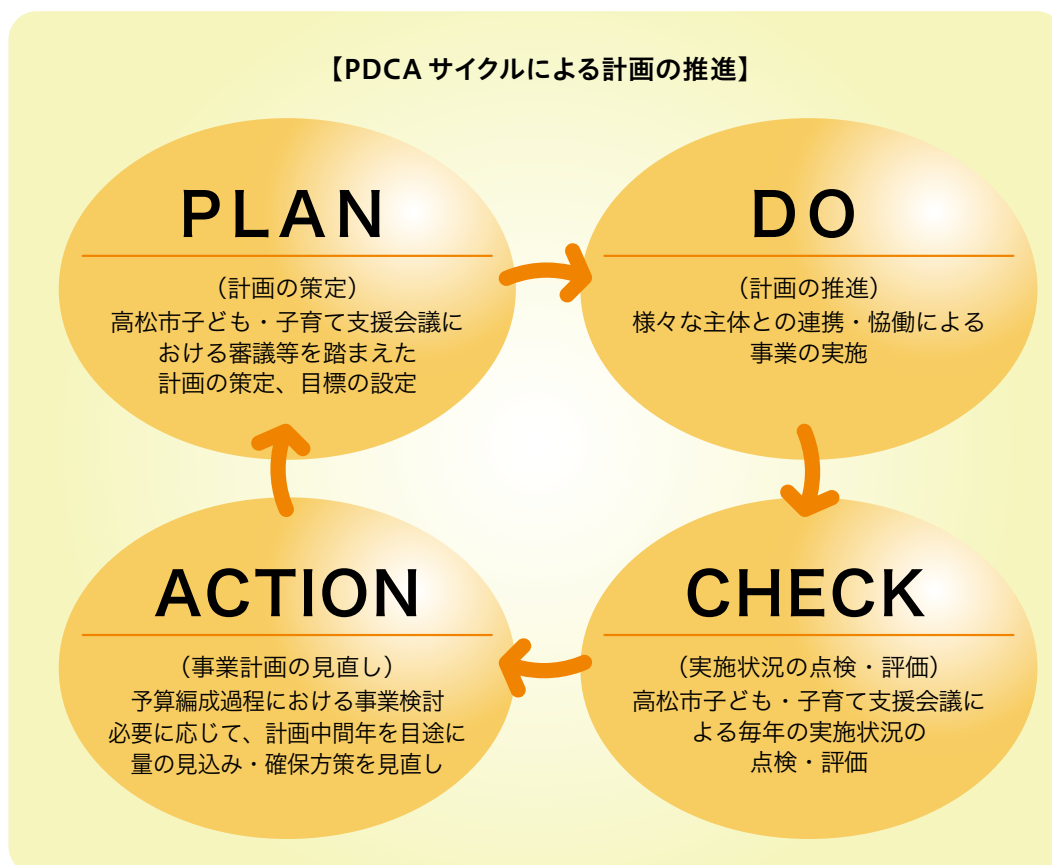
関係者が協働して計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

また、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に係る国・県・市の考え方や関連施策・事業については、さらに周知が必要であるため、地域懇談会や事業者懇談会などの場を設けて広報・啓発に努めます。

【2】計画の推進と点検・評価

本計画は、5年を1期とする長期的な計画となります。今回計画の策定に当たり、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量等の「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム評価」としての数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、計画の進捗状況及びその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action））の確立につながるよう推進します。



第2章 | 高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

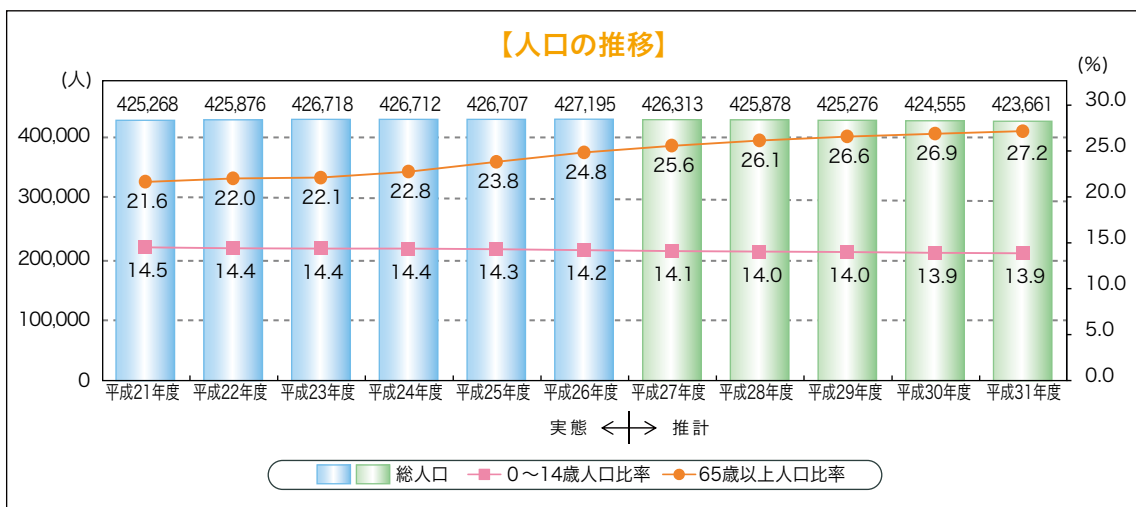
1. 子どもや子育て環境の現状

【1】高松市の人口等の状況

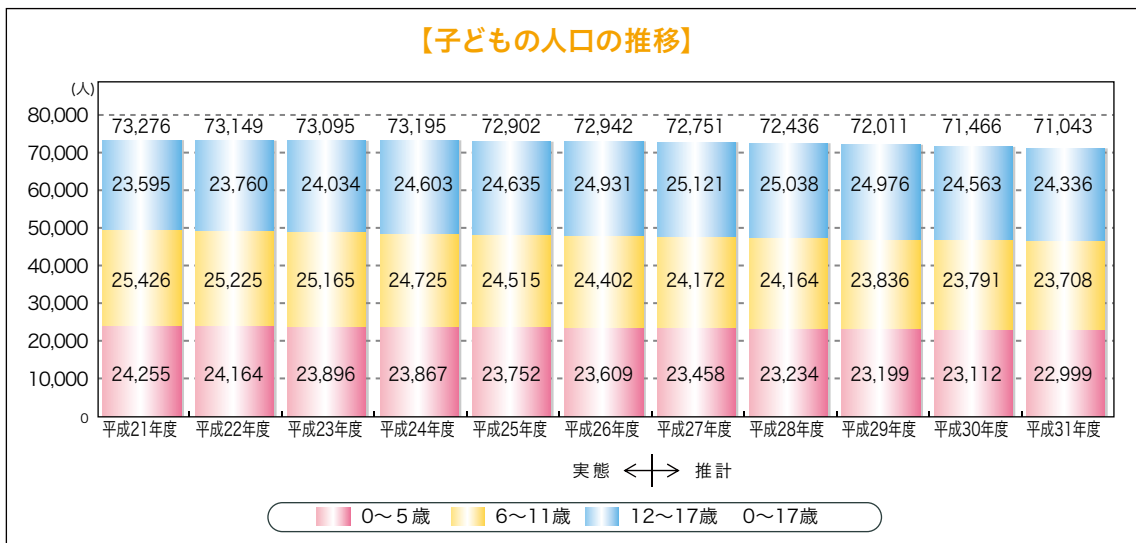
(1) 人口の推移と将来人口

高松市の人口は、平成22年度から現在までほぼ横ばいとなっていますが、平成27年度以降は減少傾向になると見込まれます。

年齢別にみると、高齢者人口は増加が続き、平成31年度には27.2%を占め、一方、0～14歳人口は減少を続け、平成31年度には13.9%まで落ち込むと見込まれます。



就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）ともに減少傾向が今後も続き、平成31年度には就学前が22,999人、小学生が23,708人に減少すると見込まれます。また、12～17歳は、平成27年度までは増加傾向ですが、平成28年度からは減少する見込みとなっています。

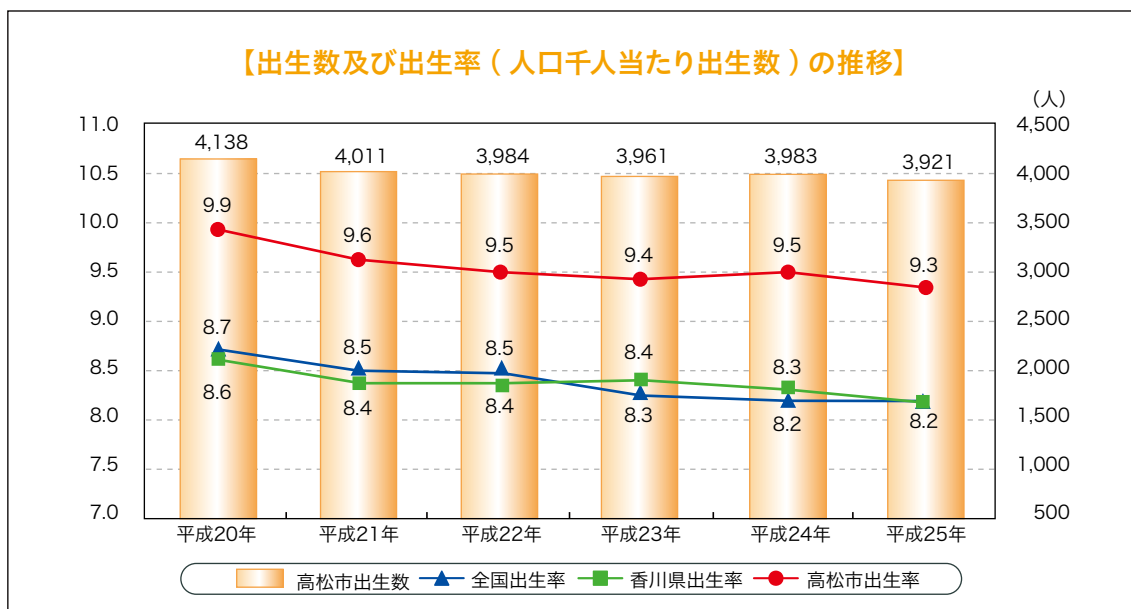


資料：平成21年度～26年度は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

平成27年度～31年度推計人口は、平成21年度～25年度の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年度人口に掛け合わせて算出（センサス変化率法）。

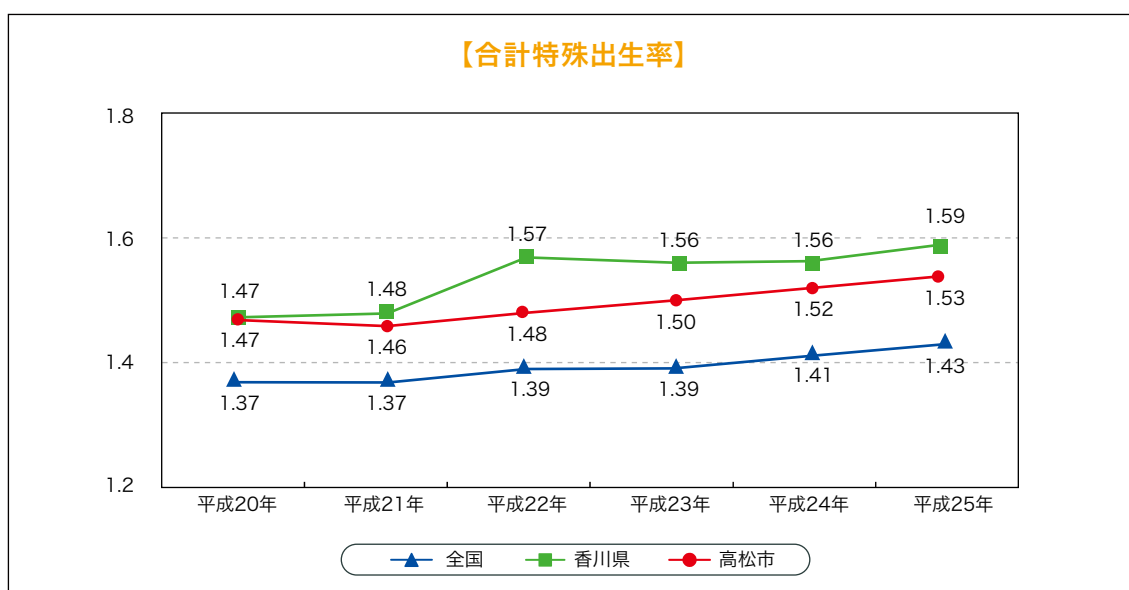
(2) 出生数の推移

高松市の出生数は、平成20年以降毎年減少傾向が続き、平成24年に若干持ち直したものの、平成25年には再び減少に転じて3,921人となっています。また、出生率（千人当たり出生数）は、国や香川県平均を上回っています。



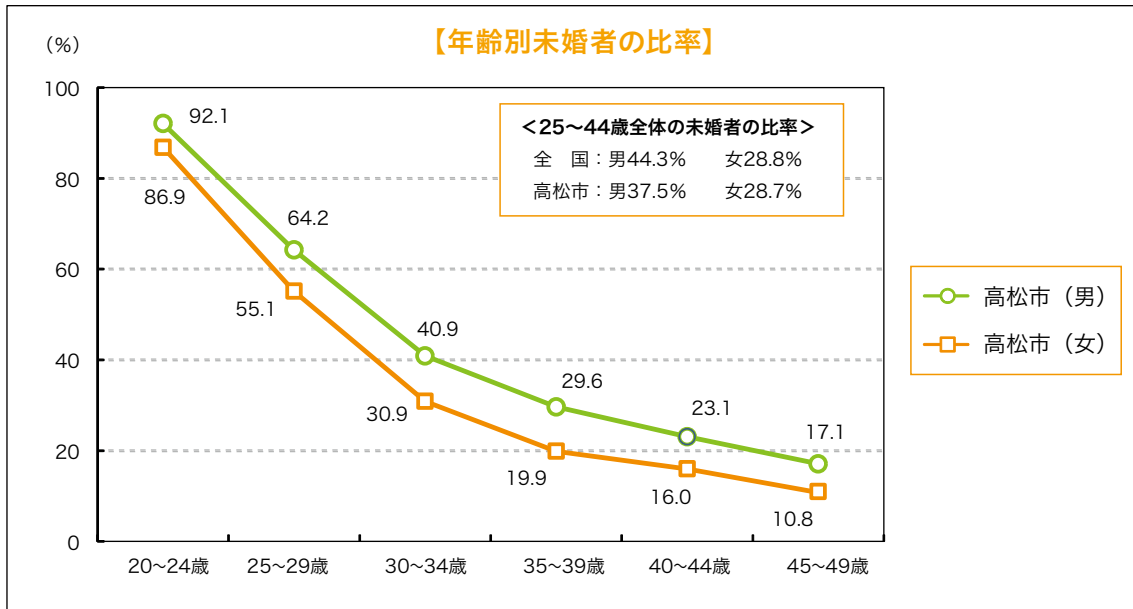
(3) 合計特殊出生率の推移

高松市の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの数）は、平成21年以降上昇傾向が続いており、平成25年には1.53となっていますが、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。



(4) 婚姻状況

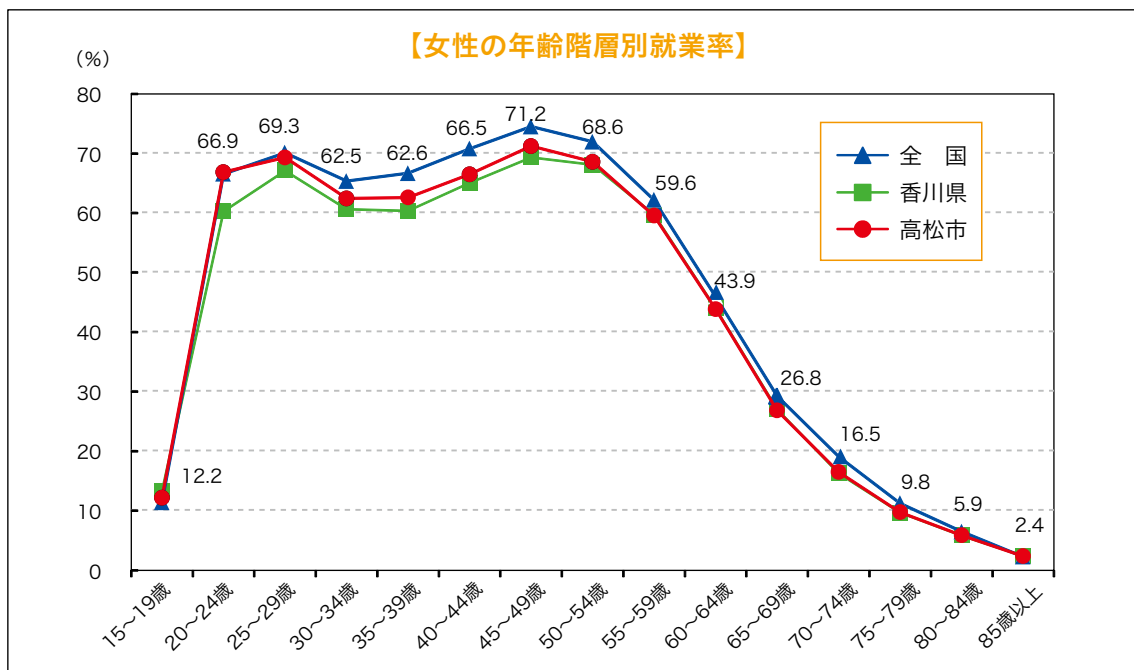
平成22年の未婚率をみると、30歳代前半では男性の40.9%、女性の30.9%、30歳代後半では男性の29.6%、女性の19.9%が未婚であり、25～44歳合計では男性の約4割、女性の約3割が未婚となっています。



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

(5) 女性の年齢別就業率

出産・子育て期に当たる25～39歳の年齢層の就業率は、香川県平均を下回り、全国レベルで推移しています。



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

(6) 就学前児童の状況

高松市における就学前児童の状況をみると、0～2歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、3～5歳では、私立幼稚園に通っている児童が最も多くなっています。

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立保育所	181	596	706	720	769	749	3,721
私立保育所	315	852	973	957	955	947	4,999
市立幼稚園	0	0	0	679	742	794	2,215
私立幼稚園	0	0	0	1,372	1,495	1,480	4,347
認可外保育施設	26	140	173	62	40	33	474
在宅等	3,301	2,291	2,048	71	93	49	7,852
就学前児童数	3,823	3,879	3,900	3,861	4,094	4,052	23,609

資料：就学前児童数は平成26年4月1日の住民基本台帳人口に基づく人口

保育所児童数は平成26年4月1日の人数

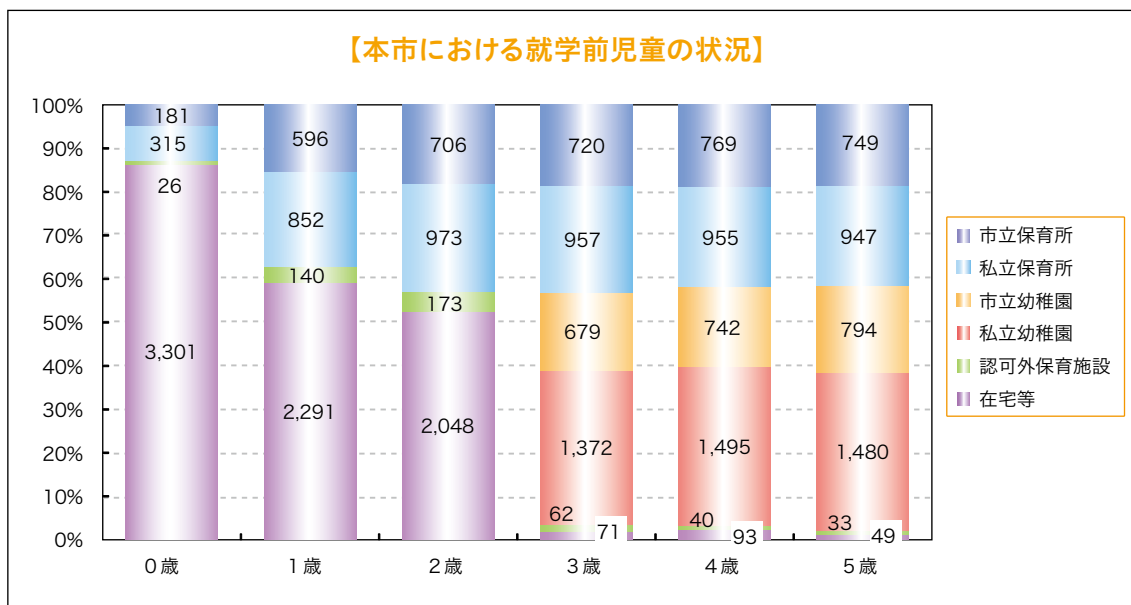
幼稚園児童数は平成26年5月1日の人数

認可外保育数は平成26年6月1日の人数

注記：保育所の在籍児童数は、他市町との委託及び受託分を除くため、P15の数値とは異なる

私立幼稚園、認可外保育施設の在籍児童数には、市外児童が混在する

在宅等の児童数は、就学前児童数から保育所、幼稚園、認可外保育施設の児童数を差し引いた推計

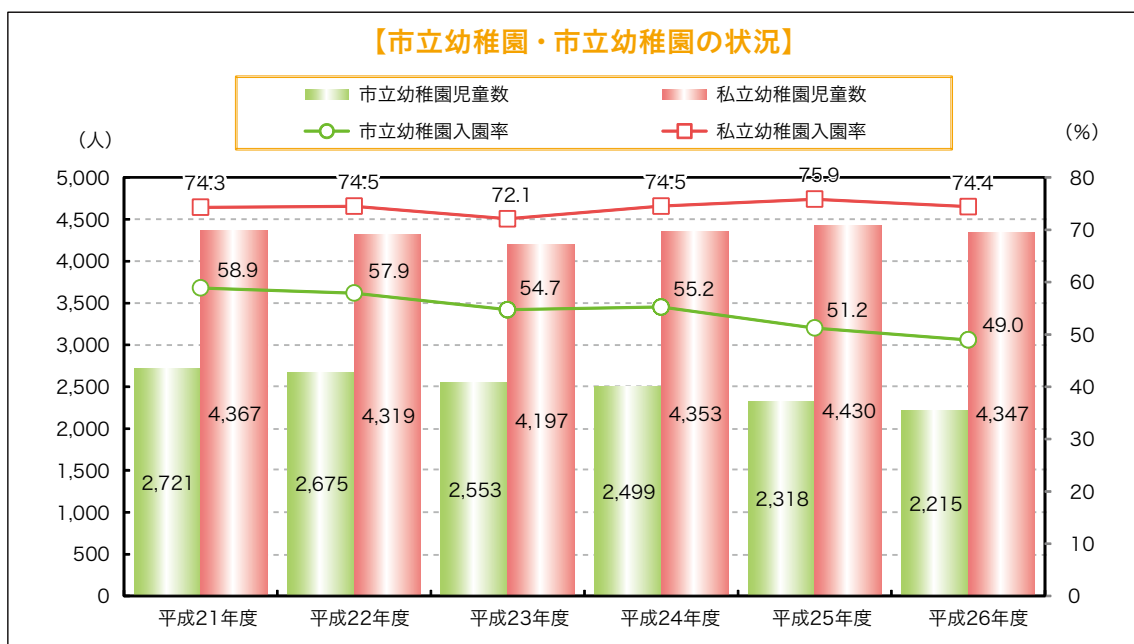
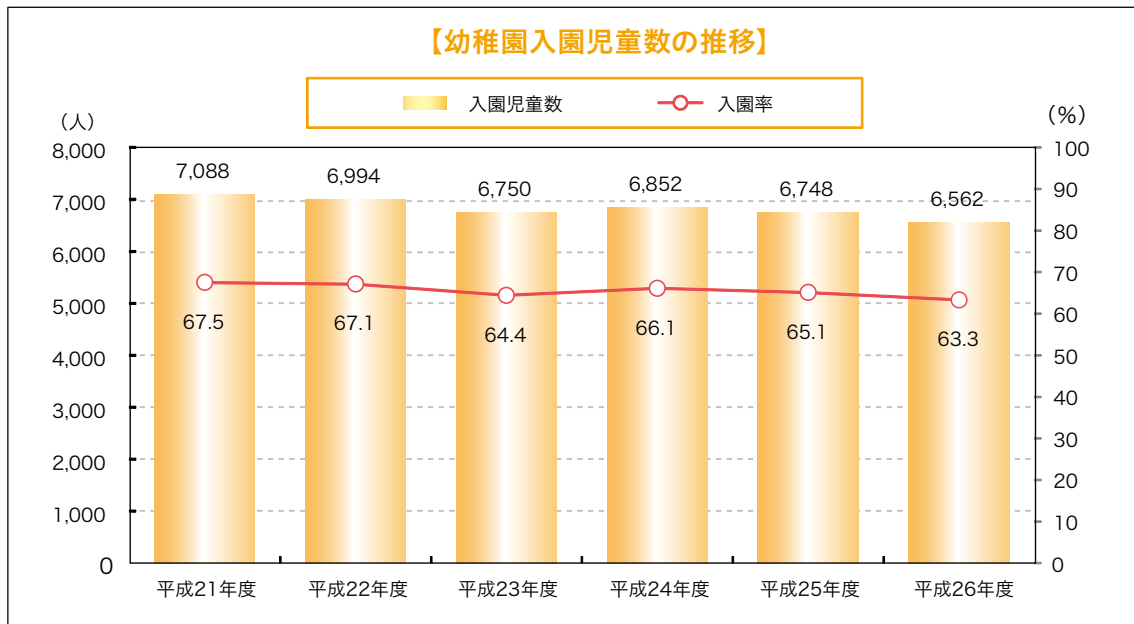


【2】幼稚園・保育所等の状況

(1) 幼稚園の状況

本市には、平成26年5月1日現在、市立30、私立25（うち1園は認定こども園）、合計55の幼稚園があります。

入園児童数は、全体としては減少傾向ですが、市立幼稚園が年々減少しているのに対し、私立幼稚園は、ほぼ横ばいの状況で、平成26年度現在、6,562人となっています。このうち、市立幼稚園児が33.8%、私立幼稚園児が66.2%の割合となっています。



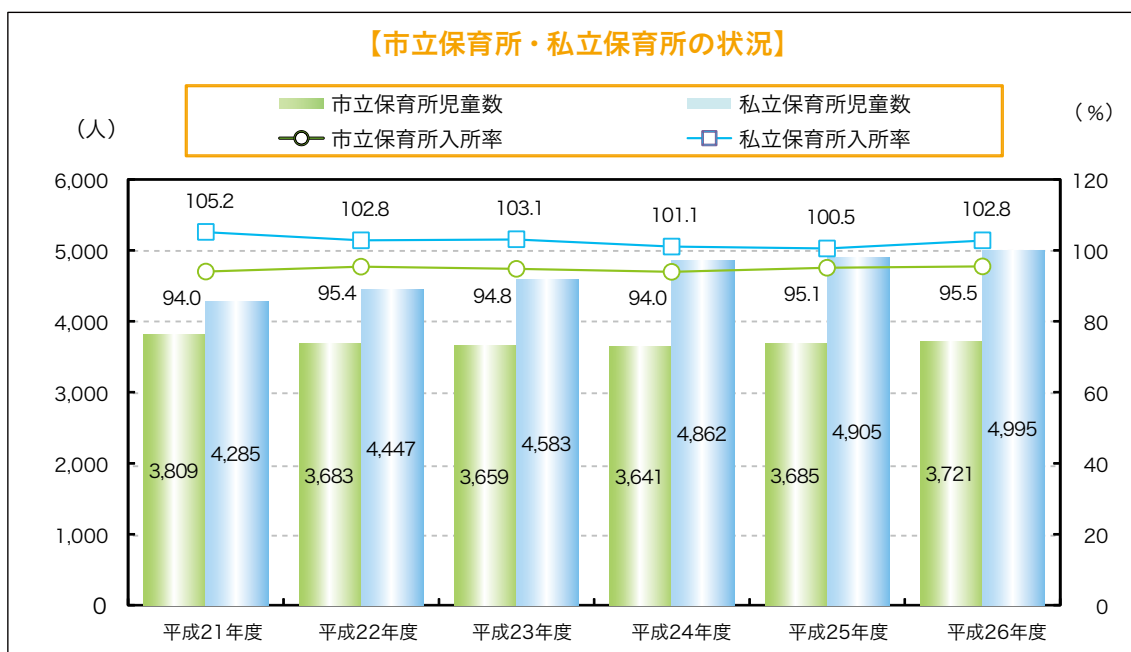
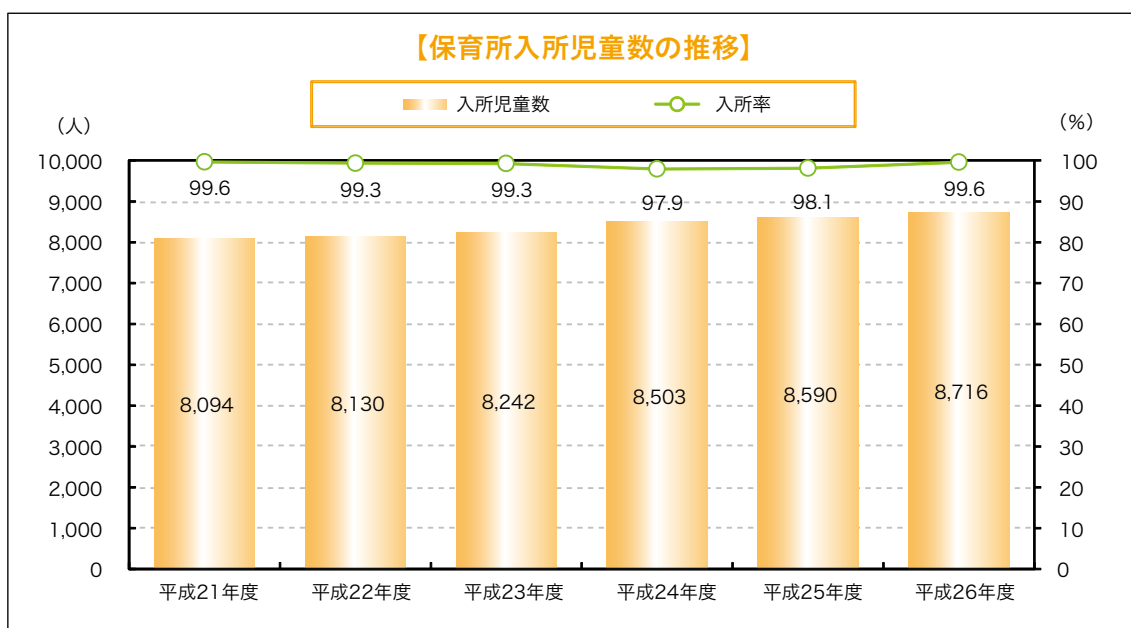
資料：こども園運営課（各年度5月1日）

注記：入園率＝入園児童数÷定員

(2) 保育所の状況

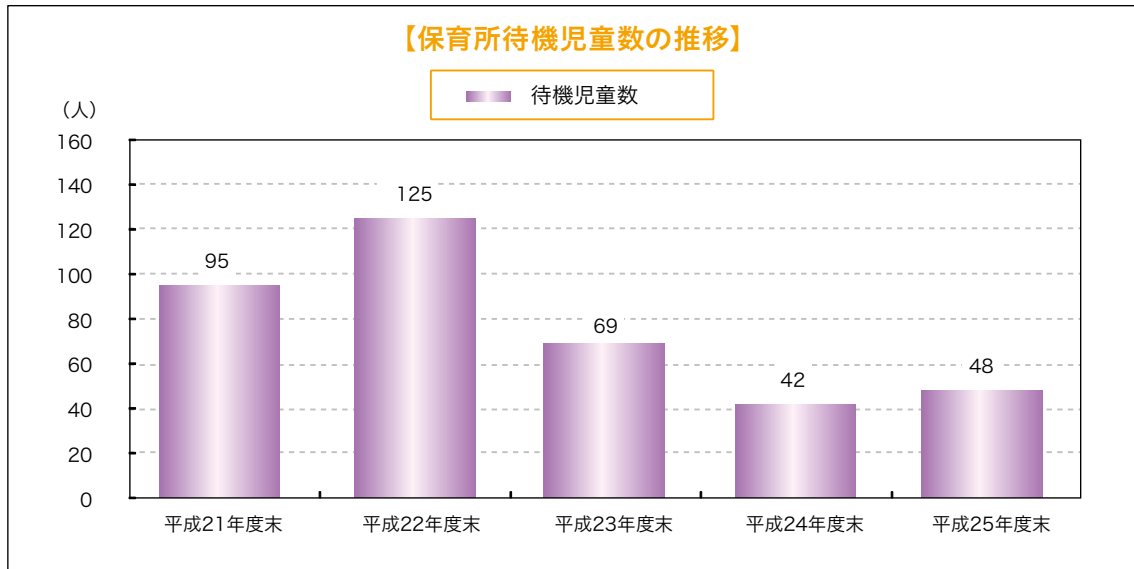
本市には、平成26年4月1日現在、市立37、私立40、合計77の保育所があります。入所児童数は、平成21年度から増加傾向が続き、平成26年度は8,716人となっています。このうち、市立保育所入所児が42.7%、私立保育所入所児が57.3%の割合となっています。

待機児童数は、各年度当初は0人ですが、年度途中からは発生しており、平成25年度末では48人となっています。



資料：こども園運営課（各年度4月1日）

注記：入所率＝入所児童数÷定員



資料：こども園運営課

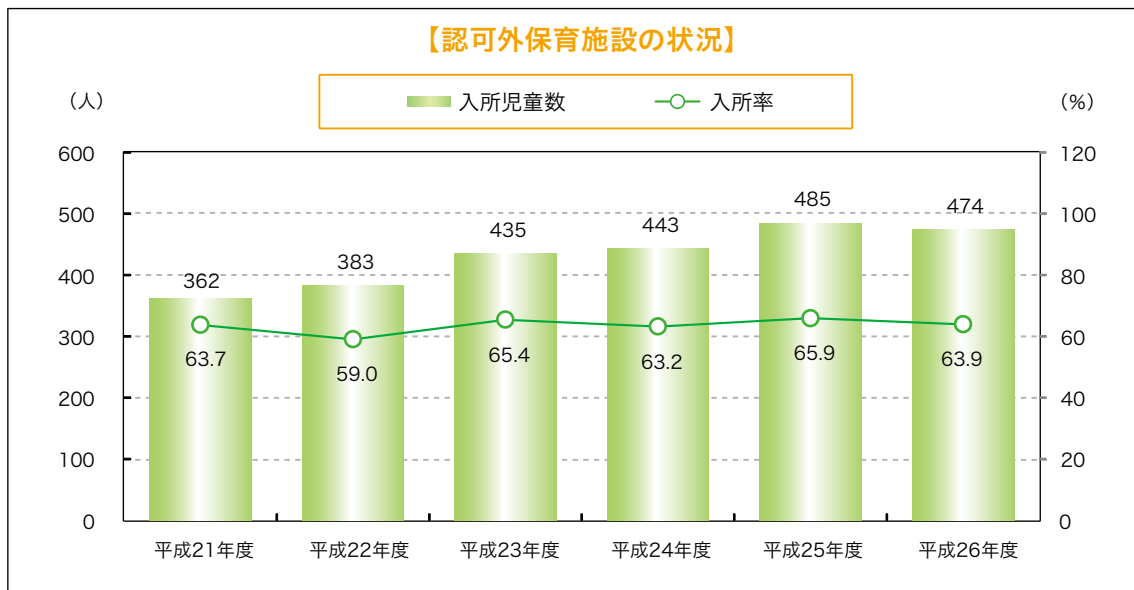
※各年度とも、年度当初（4月1日時点）は待機児童は発生していない。

（3）認可外保育施設の状況

認可外保育施設とは、乳幼児の保育を目的とする施設で、市や県の認可を受けていない施設を総称したもので、その中には、市が定めた一定の基準を満たし、市の補助を受けている施設を始め、事業所内で従業員の子どもを預かる施設や、一時預かりのみの小規模な施設などがあります。

平成26年6月1日現在、本市には、事業所内保育施設13（うち院内保育施設9）、その他の認可外保育施設5、ベビーホテル10、合計28の認可外保育施設があります。

入所児童数は、平成25年度までは増加傾向にありましたが、平成26年度は若干減少し、474人（入所率63.9%）となっています。



資料：こども園運営課（各年度6月1日）

【3】小学校・中学校の状況

(1) 小学校の概況

平成26年度現在、本市には53の市立小学校があり、児童数は23,695人となっています。また、本市には、このほか国立小学校が1校（生徒数631人）あります。

(単位：校、人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校数	57	53	53	53	53	53
学級数	910	889	919	938	949	945
児童数	24,586	24,448	24,369	23,999	23,827	23,695

資料：学校教育課（各年度5月1日）

(2) 中学校の概況

平成26年度現在、本市には23の市立中学校があり、生徒数は11,615人となっています。また、本市には、このほか私立中学校が2校（生徒数303人）、県立中学校が1校（生徒数355人）、国立中学校が1校（生徒数364人）あります。

(単位：校、人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中学校数	23	23	23	23	23	23
学級数	357	363	370	373	380	389
生徒数	11,030	10,959	11,262	11,635	11,723	11,615

資料：学校教育課（各年度5月1日）

(3) 小学校・中学校の不登校等の状況

平成25年度の不登校は、小学生で78人、中学生で356人となっています。

(単位：校、人)

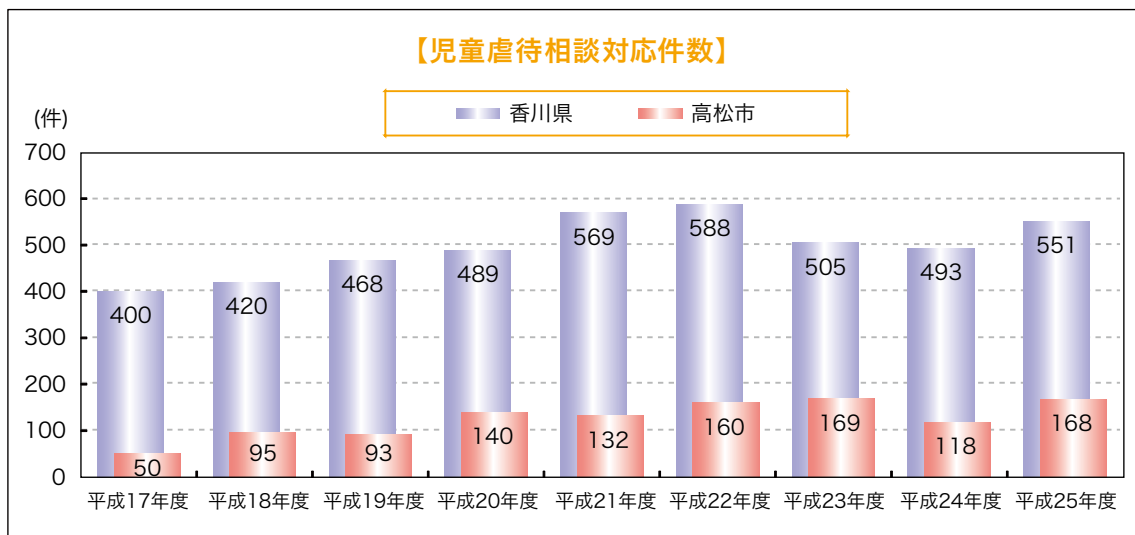
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学生	不登校	70	80	81	77	78	78
	長期欠席	145	193	190	195	207	183
	いじめの件数	79	47	31	31	33	21
	スクールカウンセラー数	19	15	18	17	20	22
中学生	不登校	329	377	367	377	337	356
	長期欠席	394	467	423	425	395	413
	いじめの件数	235	212	155	87	77	54
	スクールカウンセラー数	21	17	18	17	20	22

資料：学校教育課

【4】児童虐待の現状

高松市こども女性相談室における児童虐待相談対応件数は、平成23年度までは上昇傾向で、平成24年度に一度減少したあと平成25年度には168件となるなど、子どもにとっては依然として深刻な状況です。また、虐待の種類ではネグレクトが最も多くなっています。

虐待が発生する要因としては、核家族化の進行や地域の子育て力低下などを背景に、親の生育歴の問題、家庭が抱える夫婦関係の不和、就労や経済問題、社会的孤立など、多くの問題が複合的、連鎖的に作用することが指摘されています。虐待を受けている期間が長期にわたるほど、子どもの心身への影響は大きく、また、重症化する危険性が高くなります。保護者の窮状や家庭の小さな変化等に早期に気づき、早い段階で対応することができるよう、児童委員・主任児童委員や保育所、幼稚園、小・中学校等の地域の関係機関等が連携して、子育て家庭への声かけや地域活動等への参加など、社会とのつながりを作っていくための積極的な働きかけを行っていくことが重要です。さらに、児童家庭相談機能を強化し、保護者等が気軽に子育てについて相談ができる環境を整えていくことも必要です。



資料：高松市こども女性相談室

【児童の虐待種別】

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全体	140	132	160	169	118	168
ネグレクト	78	46	75	69	50	61
身体的虐待	34	59	52	59	47	58
性的虐待	2	1	2	0	2	1
心理的虐待	26	26	31	41	19	48

資料：高松市こども女性相談室

【5】児童福祉施設の現状

市内には、児童福祉法に規定されている児童福祉施設が10か所あり、特に児童発達支援センター（福祉型）の利用が多くなっています。

（単位：人）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
助産施設	35	43	35	41	54
母子生活支援施設	27	19	31	32	28
児童養護施設	47	51	45	40	31
障害児入所施設（福祉型）※1	32	33	29	33	35
障害児入所施設（医療型）※1	23	24	24	22	22
児童発達支援センター（福祉型）	142	189	180	220	229
児童発達支援センター（医療型）※2	19	14	12	10	13
情緒障害児短期治療施設	10	5	3	4	7
児童自立支援施設	5	6	7	5	3
児童相談所	1,317	1,504	1,341	1,436	1,513

資料：こども女性相談室、障がい福祉課

注記：※1 4月1日時点の入所者数で、高松市民以外を含む

※2 4月1日から利用開始の登録人数で、高松市民以外を含む

※印がない場合の利用者数は、高松市民に限る

児童福祉法で定める施設分類に対応する施設は以下のとおりです。

助産施設・・・・・・・・・・高松市民病院

母子生活支援施設・・・・・・・・高松市屋島ファミリーホーム

児童養護施設・・・・・・・・・・讃岐学園

障害児入所施設（福祉型）・・・・川部みどり園

障害児入所施設（医療型）・・・・かがわ総合リハビリテーションセンターこども支援施設

児童発達支援センター（福祉型）・・香川こだま学園

児童発達支援センター（医療型）・・・・かがわ総合リハビリテーションセンターこども発達支援センター

情緒障害児短期治療施設・・・・若竹学園

児童自立支援施設・・・・・・・・香川県立斯道学園

児童相談所・・・・・・・・・・香川県子ども女性相談センター



2. アンケート調査結果からみた市民の子育て意識等

<アンケート調査結果の見方について>

- 回答は、各質問の回答者数 (N) を基数とした百分率 (%) で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0% を前後することがあります。
- 複数回答を求める質問では、回答比率の合計が 100.0% を超えています。なお、複数回答を求める質問についてのグラフ上の表記は、以下のとおりとなっています。
 - 「MA%」(Multiple Answer)
= 回答選択肢の中からあてはまるものを すべて 選択する場合
 - 「3LA%」(3 Limited Answer)
= 回答選択肢の中からあてはまるものを 3つ以内 で選択する場合

【1】母親の就労状況

(1) 就労の有無と形態

「フルタイム」「パート・アルバイト等」を合わせた、母親の就労率(休業中を含む)は、就学前児童では 54.1%、小学生では 65.1% を占めています。

一方、非就労の母親は、就学前児童では 45.4% を占めていますが、小学生になると 32.4% に減少しています。

【母親の就労状況】

